様式第３号

商品化権使用許可契約書

あわら市（以下、「甲」という。）と　　　　　　　　　　　（以下、「乙」という。）とは、甲が（著作権を有する）あわら市公式キャラクター 湯巡ピエール、湯巡艶子、湯巡健二、湯巡権三、湯巡忠四の商品化権の許可に関し、次のとおり契約する。

第１条（商品化権の許可）

１　甲は、乙に対し、本契約の期間中、別紙に掲げる甲のキャラクターおよびその名称（以下、「湯巡兄弟」という。）を複製その他の方法によって使用して別紙に定める商品（以下、「本商品」という。）を製造および販売する権利（以下、「本商品化権」という。）を許可する。

２　乙は、甲の事前の書面による承諾によることなく、本商品化権を第三者に譲渡し、もしくは再許可し、または第三者のために担保を設定してはならない。

第２条（期間）

　この契約の有効期間は、甲及び乙が署名した日から、本契約の第９条によって解除されないかぎり、１年間とする。ただし、甲及び乙は、契約有効期間満了日の３ヵ月前までに合意して、この契約をさらに１年間更新することができる。

第３条（利用条件）

１　乙は甲が供給する本件キャラクターのデータに基づいて本商品を製造しなければならない。

２　乙は、本契約に基づいて製造する本商品の見本を、ラベル、包装、容器等とともに甲に提出し、その監修および承認を得た上で、本商品の製造および販売を開始することができる。甲は、乙の費用負担によりその修正を命ずることができる。

３　乙が本商品製造にあたり使用するキャラクターの著作権は、著作権法27条（翻訳権、翻案権等）および28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に定める権利を含め、甲に帰属することを確認する。

４　乙は、この契約に基づいて製造する本商品の販売および宣伝において本件キャラクターの改変等により、その同一性および顧客吸引力、営業上の信用を損なわないように注意し、かつ、そのために甲が与える助言を尊重しなければならない。

第４条（商標および意匠登録）

乙は、甲の書面による同意を得ないで、本件キャラクターもしくは本契約に基づいて製造する商品について商標もしくは意匠登録の出願をし、または、本件キャラクターを商標、サービス・マークとして使用してはならない。

第５条（権利侵害）

乙は、本件キャラクターの著作権を侵害し、またはその他の方法で本契約に基づく商品化事業に対して不正競争を行う者を発見したときは、ただちに甲に通知し、これに対してとるべき措置について甲の指示に従い、かつ、甲に必要な協力を行うものとする。

第６条（製造物責任）

１　乙は、本契約に基づいて製造販売する本商品について第三者から著作権侵害、商標侵害、不正競争、不正行為またはその他の理由によって差止め、損害賠償またはその他の請求を受けたときは、ただちにこの旨を甲に通知する。

２　前項にいう第三者の乙に対する請求が、本件キャラクター自体に起因するものでない場合は、乙は、自らの責任においてその請求を処理しなければならない。甲は、そのような第三者の請求について、乙に対していかなる義務も負わないものとする。

第７条（秘密保持）

甲は、本契約に基づき相手方から開示を受け、その他本契約の履行の過程で取得した相手方に関する情報を秘密に保ち、事前に相手方の書面による同意を得ない限り、第三者に開示または漏洩してはならない。本条に基づく義務は、本契約終了後２年間存続するものとする。

第８条（契約の解除）

１　甲は、相手方が、本契約に定める義務を履行しない場合、本契約を解除することができる。

２　乙の財産状態が悪化し、またはその信用状態に著しい変化が生じたときは、甲はなんらの通知および催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとする。

第９条（本契約の変更）

本契約は、甲及び乙の合意または正当に甲及び乙から権限を与えられた代理人の署名（または記名押印）のある、合意の日付および合意が発効する日付を明確に表示した書面によってのみ、変更することができるものとする。

第10条（権利義務譲渡の禁止）

甲および乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に承継しもしくは引き受けさせまたは担保に供してはならない。

第11条（完全合意）

本契約は、締結日現在における甲および乙の合意を規定したものであり、本契約締結以前に両当事者間でなされた協議内容、合意事項または一方当事者から相手方に提供された資料、申入れその他の通信と本契約の内容とが相違する場合は、本契約が優先するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲および乙がそれぞれ１通を保管する。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　住所　福井県あわら市市姫三丁目１番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　あわら市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　あわら市長

　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名